(2)　本邦に生活の本拠を有する者　(1)に掲げる者及び調査時において本邦外にある者（船舶に乗り組んでいる者を除く。）で本邦外にある期間が引き続き3月以上にわたることとなるものを除く。）

(3)　本邦の港を発し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入った船舶（調査時において本邦の港にある船舶又は調査時後5日以内に本邦の港に入った船舶に限る。）に乗り組んでいる者（(1)及び(2)に掲げる者並びに本邦外に生活の本拠を有する者を除く。）

2　次に掲げる者は、人口の範囲には含まれない。

(1)　日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者であって、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）、外交官等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの

(2)　日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一の世帯に属する家族の構成員（(1)に掲げる者を除く。）

3　市区町村の人口は、当該市区町村の区域内に住居を有する全ての者である。

4　住居とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が3月以上にわたる者についてはその場所をいい、3月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の(1)から(5)までに掲げる者については、それぞれ当該(1)から(5)までに定める場所をその者の住居とみなす。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの　その宿泊している施設

(2)　病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下同じ。）に引き続き3月以上入院している者　その病院又は診療所

(3)　船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの　その生活の本拠

(4)　自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者　その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

(5)　刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者　その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

5　世帯の範囲は、1に掲げる人口の範囲に含まれる者が構成する世帯の全てである。

6　世帯とは、次に掲げるものをいう。

(1)　住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、その世帯を構成する者とみなす。

(2)　(1)の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者

(3)　ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者

(4)　(1)から(3)までに該当しない単身者で住居を共にするものの集まり

(5)　(1)から(4)までに該当しない単身者

○農林水産省告示第二千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字金吉字上切三四四（次の図に示す部分に限る。）、三四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町岩屋字野口一三九七の一、一四〇四、一四一八の六、一四一八の八、厳木町本山字椿の原四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県福井市蔵作町三三字鹿俣三九、六一、六五、六六、七八から八〇まで、八二、八三、八四の一、八四の二、八五から八八まで、八九の一、八九の二、三四字伏ケ谷二、三、四の一、五の一、五の二、七の二から七の五まで、八、九、一〇の一、一〇の二、一一の一、一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一五、一六の一、一六の二、一七の一、